

# 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案の概要

令和5年1月6日  
沖縄県子ども生活福祉部  
子育て支援課

## 1 経緯

(懲戒権の削除について)

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第47条第3項に基づく児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）第2条により、その内容から「懲戒」が削除されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設運営基準」という。）が改正され、懲戒権に関する規定が削除された。
- これに伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）が12月16日に公布・施行され、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「本命令」という。）において懲戒権に関する規定である児童福祉施設運営基準第9条の3を準用している部分が削除されたことを踏まえ、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）の制定等に伴い、以下の改正を行う。

(業務継続計画策定等の努力義務化について)

- 改正省令により、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）について、感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画の策定、周知等を行い、必要な研修及び訓練を定期的を実施することを努力義務とする規定が設けられた。
- 幼保連携型認定こども園においても、児童福祉施設と同様、業務継続計画の策定等を努力義務とするため、本命令の改正が行われることを踏まえ、条例について、所要の改正を行う必要がある。

(インクルーシブ保育について)

- 幼保連携型認定こども園においては、本命令第13条第2項の規定により、児童福祉施設運営基準第8条を準用し、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所の設備や、幼保連携型認定こども園に在籍する園児の保育に直接従事する職員については、他の学校や社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができないこととされている。

- 今般、改正省令により、保育所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、設備の共用や職員の兼務を可能とするため、例外規定を設け、保育所について、他の社会福祉施設（児童発達支援センター等）を併設する際に、保育所の設備や利用児童の保護に直接従事する職員についても共用できることとなる。
- 幼保連携型認定こども園においても、保育所と同様、設備及び職員を社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができるよう、本命令の改正が行われることを踏まえ、条例について、所要の改正を行う必要がある。

## 2 省令改正の主な内容

（懲戒権の削除について）

- 法による懲戒権に関する規定の削除に伴い、児童福祉施設運営基準における懲戒権に関する規定の削除を行う。

（業務継続計画策定等の努力義務化について）

- 改正後の児童福祉施設運営基準第9条の4の規定を準用し、幼保連携型認定こども園において、業務継続計画の策定等を努力義務とするよう、本命令の規定を改正する。

（インクルーシブ保育について）

- 改正後の児童福祉施設運営基準第8条の規定に準じ、幼保連携型認定こども園において、その行う保育に支障のない場合に限り、設備及び職員を社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができるよう、本命令の規定を改正する。

## 3 検討の視点

沖縄県では、条例の改正にあたり、次の観点から検討を行うこととする。

- ① 省令の基準のとおり定めることは適当であるか。
- ② 地域の実情に応じて省令の基準と異なる基準を定める特段の事情はないか。

上記の観点に基づき検討した結果、省令で改正された基準については、そのとおり県基準を改正する予定である。